

新型コロナウイルス感染症の対応について

<立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況 令和2年5月15日以降>

回	開催日時	決定事項・検討事項
24	5月15日(金) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症対策に関する市の緊急対応方針について、①地域医療にかかわる支援、②地域住民・児童生徒にかかわる支援、③地域経済にかかわる支援、④公衆衛生・その他行政の主な取り組みを柱として検討を進めることとしました。 ● 立川市ふるさと納税「新型コロナ対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」を開設することを決定しました。(別紙1) ● 図書館の予約済み図書(資料)について、感染予防対策を徹底したうえで貸し出すことを決定しました。(別紙2)
25	5月19日(火) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症対策にかかる市の緊急対応方針案について、別紙のとおり進める方向で決定しました。(別紙1)
26	5月25日(月) 午後3時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急事態宣言解除後の業務遂行について、別紙のとおり決定しました。(別紙1) ● 令和2年6月以降の教育活動について、別紙のとおり決定しました。(別紙2) ● 緊急事態宣言解除後の保育所、学童保育所等の対応について、別紙のとおり決定しました。(別紙3) ● 市のイベント等の取扱い及び公共施設等の利用休止・制限について、6月1日(月)以降に制限を一部解除し、部分的に再開する方向で検討することとしました。
27	5月27日(水) 午後4時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用を休止・制限している公共施設等について、東京都が公表した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(第2版)」を参考にして、原則、6月1日(月)から(立川市版のステップ2の段階)、段階的に施設利用を再開することとしました。(別紙1)

令和2年5月15日

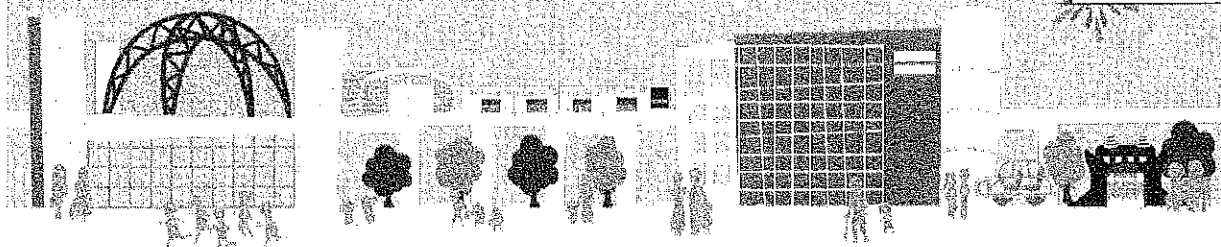
新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月15日（金）（午後4時～）に、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定及び検討いたしました。

記

【決定事項等】

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する市の緊急対応方針について、①地域医療にかかわる支援 ②地域住民・児童生徒にかかわる支援 ③地域経済にかかわる支援 ④公衆衛生・その他行政の主な取り組み を柱として検討を進めることとしました。
- 立川市ふるさと納税「新型コロナ対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」を開設することを決定しました。（別紙1）
- 図書館の予約済み図書（資料）について、感染予防対策を徹底したうえで貸し出すことを決定しました。（別紙2）



令和2年5月15日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

立川市ふるさと納税

「新型コロナ対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」

ふるさと納税で医療機関・医療従事者を支援

立川市は、ふるさと納税の新メニューとして「新型コロナ対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」を創設しました。

みなさまからいただいた温かいご支援は、地域医療の崩壊を食い止め、皆様の健康を守る地域医療に携わる市内医療機関・医療従事者を応援するために活用させていただきます。

なお、このプロジェクトにお申込みいただいた場合、お礼の品をお送りすることはいたしません。

記

- 現時点で想定される活用例
- ・医療資機材(マスク・防護服等)の支援
 - ・新型コロナ対応医療従事者への支援(宿泊等)
 - ・その他今後の状況により検討予定

受付期間：令和2年5月15日から当面の間

詳細は下記ポータルサイト『ふるさとチョイス』立川市ページより

ふるさとチョイス立川市ページ⇒

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/13202>

【問い合わせ】 立川市行政管理部総務課 担当：神崎、宮崎 Tel.042-528-4306

図書館の一部サービスの再開について

○ 図書館

5月31日(日)まで休館を継続するが、一部サービスとして、既に予約いただいている図書(資料)の貸し出しを行い、市民ニーズに対応する。

- ・ 既に用意できている予約済み図書(資料)に限り、受取日時を事前に電話予約いただいたうえで、貸出を開始する(中央図書館分 約3,000冊・地区図書館分 約5,800冊・合計 約8,800冊)。
- ・ 電話予約の受付期間
5月17日(日)～5月31日(日)の午前10時～午後5時
- ・ 予約済み図書(資料)の貸出期間
5月20日(水)～5月31日(日)の午前10時～午後5時
- ・ 対象図書館
市内図書館全館
- ・ 事前の予約により入館できる人数を調整し、館内の混雑緩和を図るほか、飛沫防止用ビニールシートを設置するなど、感染予防対策を徹底する。
- ・ 6月1日(月)以降については、東京都における緊急事態措置等の状況を踏まえ対応を検討する。

令和2年5月20日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月19日（火）（午後4時～）に、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる市の緊急対応方針案について、別紙のとおり進める方向で決定しました。（別紙1）



立川市 新型コロナウイルス感染症にかかる 緊急対応方針

令和2年5月20日

はじめに



- ▶ 国の緊急事態宣言の延長に伴い、東京都においては引き続き緊急事態措置を講じており、これまでの間、医療従事者等の皆様には医療の最前線でご尽力され、また市民・事業者の皆様には徹底した行動変容や様々なご負担の中、感染拡大防止の取り組みにご協力いただいています。また、国からは新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が示されています。
- ▶ 今後も気を緩めることなく、“オールたちかわ”で総力をあげてこの難局を乗り越えていかなければなりません。
- ▶ このような状況下において、立川市では、緊急対応策として4つの柱を軸に方針をまとめました。



～“オールたしかわ”でこの難局を乗り越えるための緊急対応～

緊急対応策としての4つの柱

1. **地域医療にかかわる支援**
2. **地域住民・児童生徒にかかわる支援**
3. **地域経済にかかわる支援**
4. **公衆衛生・その他行政の主な取り組み**

→これらの支援を着実に実行するために、速やかに補正予算案を提出し取り組んでまいります。



1 地域医療にかかわる支援

医療の最前線でご尽力されている医療従事者等の皆様への支援と、今後の感染拡大への備えを行います。

■ 地域医療体制にかかる支援

→ 医療機関への支援として、衛生資材や医療機器等の購入にかかる費用、新型コロナウイルス感染症対応のための体制確保や医療従事者の宿泊等にかかる費用の一部を助成します。

■ 第2波以降の感染拡大に備えPCR検査センター設置に向けた準備協議

2 地域住民・児童生徒にかかわる支援



市民の皆さまへの生活支援・お見舞いと子育て世帯、児童生徒にかかわる皆さまへの支援を行ってまいります。

■ 立川市市民生活支援給付金 **新規**

(補正予算案 約20億円)

→市民への生活支援・お見舞いとして“新たな日常”の営みに資するため、住民基本台帳に記録されている者を対象に1人につき1万円を支給します。

■ 立川市ひとり親世帯等への臨時給付金 **新規**

(補正予算案 約8,900万円)

→ひとり親世帯等への支援として、児童育成手当・育成障害手当受給世帯の子ども1人につき3万円を支給します。

■ 児童・生徒の1人1台パソコンの整備 **新規**

(補正予算案 約10億円)

→臨時休業中の児童・生徒の学習を保障するとともに、自ら主体的に補充・発展学習に取り組めるよう国の補助金を活用し、児童・生徒に1人1台パソコンを整備します(令和2年度は約8,200台)。



■ 児童・生徒のオンライン学習支援

(5/1付専決済み補正 約5,800万円)

→ 都補助を活用し、要保護・必要保護世帯でネットワーク環境の整っていない世帯にモバイルルータを整備するとともにデータ通信料を補助します。また、パソコンを所有していない世帯には市所有のパソコンを貸し出します。

■ 感染症予防対策にかかる育児パッケージの追加配布

(5/1付専決済み補正 約2,800万円)

→ 都補助を活用し、本年度当初から実施の育児パッケージ事業（1万円分）に加え、感染症予防のため衛生資材等の購入やタクシー利用で使えるICカード（1万円分）を配布します。

■ 特別定額給付金(国制度)

(5/1付専決済み補正 約186億円)

→ 4月27日に住民基本台帳に記録されている方を対象に1人10万円を支給します。

■ 子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)

(5/1付専決済み補正 約2億3,300万円)

→ 児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。

3 地域経済にかかわる支援



市内の事業者の皆さまへの支援を行ってまいります。

■ 中小事業者緊急家賃支援事業 **新規**

(専決補正予定 約5億2,000万円)

→新型コロナウイルスの影響により売上が著しく減少している中小事業者の家賃相当分について上限40万円として助成します(2か所以上経営の場合上限200万円)。

■ 商店街所有の装飾灯電気料の全額助成 **新規**

(補正予算案 約130万円)

→商店街所有の装飾灯の電気料についてLED灯で9割、通常灯で7割の助成としていたところ令和2年度においては全額助成します。

■ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(受付は5月29日まで)

→中小企業、個人事業主を対象に金融機関へ融資のあっせんを行います(限度額500万円、年利1.00%全額市負担)。

■ 立川の食・盛り上げプロジェクト

→市内の飲食店をSNSを活用(＃立川エール飯)してテイクアウトやデリバリー情報を共有する取り組みを応援しています。

4 公衆衛生・その他行政の主な取り組み



公衆衛生などにも取り組みんでいます。

■ 図書館全館(9館)への図書消毒機導入

新規

(補正予算案 約1,000万円)

→市民の衛生意識が高まる中、清潔、安全、快適に図書館の資料を利用してもらうため、紫外線で殺菌消毒できる自立式の「図書消毒機」を全館(9館)で導入します。



■ 新型コロナウイルス感染症対策基金の創設

新規

(補正予算案 約1億円、新規条例)

→ふるさと納税「新型コロナウイルス対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」による寄附金等を積み立て、地域医療にかかわる支援の事業などに充ちます。

その他の取り組み（取組継続事業）



- ふるさと納税「新型コロナウイルス対応市内医療機関・医療従事者応援プロジェクト」による寄附受付
- 立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンターの設置
- 見守りホットライン
- 「子育てひろば」での事前予約制育児相談・電話育児相談
- 融資・貸付手続きにかかる証明書交付手数料の無料化
- 国民健康保険傷病手当金の支給及び国民健康保険料引き下げ・減免
- 「たちかわ健康体操」の動画配信
- 市税、国民健康保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 市営住宅使用料支払い期限延長・減免申請等
- 保育園登園自粛に伴う保育料負担軽減
- 就学援助制度
- 就学援助認定世帯と就学奨励認定世帯に学校給食費相当額の支給
- 市図書館の音楽配信サービス
- マスクや消毒液等の購入、飛沫感染防止アクリル板等の窓口設置
- 都知事選挙執行にかかる感染症予防対策の実施
- 集団健診から個別健診への移行
- 避難所の感染症対策の強化

* 今後、状況変化により内容を変更する場合があります

令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月25日(月)(午後3時～)に、第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定事項】

- 緊急事態宣言解除後の業務遂行について、別紙のとおり決定しました。(別紙1)
- 令和2年6月以降の教育活動について、別紙のとおり決定しました。(別紙2)
- 緊急事態宣言解除後の保育所、学童保育所等の対応について、別紙のとおり決定しました。(別紙3)
- 市のイベント等の取扱い及び公共施設等の利用休止・制限について、6月1日(月)以降に制限を一部解除し、部分的に再開する方向で検討することとしました。

令和2年5月25日
立川市新型コロナウイルス
感染症対策本部長

緊急事態宣言解除後の業務遂行について

■基本的な考え方

国の緊急事態宣言解除に伴い、市民や事業者等の方においては「新しい生活様式」での営みと社会経済の再生に向けた動きが重要視される一方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大の第2波以降の備えが必要とされています。

東京都では、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を策定し、「感染拡大防止と経済社会活動の両立を図ること」「新しい日常」の定着を図ることを掲げています。

本市においては、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応方針」に基づき、事業展開を進めていくこととしていますが、今後においても、新型コロナウイルス感染症の感染予防と感染拡大防止の徹底とともに、行政需要にこたえるべく取り組みを強化していかなければなりません。

このため、緊急事態宣言解除後においては、原則、6月1日から平常勤務とし、「新しい日常」の考え方を取り入れながら創意工夫を図り、この難局を乗り越える体制を整えることとします。

1 難局を乗り越える体制の確保と「新しい日常」の考え方の推進

- 新型コロナウイルス感染症にかかわる本市の緊急対応方針に基づき、新たな業務等を含め、引き続き市民に寄り添って業務を展開していくため、職員・職場の安全衛生面に配慮しつつ、時差出勤等の活用など、「新しい日常」の考え方を取り入れながら、平常勤務の勤務体制でこの難局を乗り切ることとする。
- 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の感染拡大の備えとともに、事業の優先度を考慮したうえで、不急の事業等を休止・縮小するなどして、応援できる体制を確保する。
- 市が所有する公共施設等において、感染症関連の安全衛生面に配慮した管理運営を行うとともに、職員の感染予防のため、職場における適切な感染防止対策や出勤前の検温・体調確認のさらなる徹底に努める。

2 業務の再点検と予算執行の再構築に着手

- BCP（市役所業務継続計画）の再点検を行い、緊急事態宣言解除後においても引き続き優先度の低い事業は休止・縮小または延期させるなどの検討を行う。
- この難局を乗り越え、市民生活や経済活動の安定、医療関連支援のために必要な財源の確保に向け、前述の事業執行の延期や見直しなど事業の再点検をはじめ、令和2年度の予算執行はもとより今後の予算編成の考え方の再構築に着手する。

令和2年6月以降の教育活動について

1 段階的な指導について

① 1週目（6月1日～5日）

- ・5月のガイダンス日等で配布した課題に対して、補充的な学習指導を行う。
- ・6月1週目の登校しない日の課題に対して、既習事項等を確認する。
- ・6月以降の学習を進めるにあたって必要な、補充的な学習を行う。

② 2～3週目（6月8日～19日）

- ・6月1週目以降の課題に対して、補充的な学習指導を行う。
- ・6月2週目以降の登校しない日の課題に対して、既習事項等を確認する。
- ・全教科、学校の状況に応じて順次授業を進めていく。

③ 4週目以降（6月22日以降）

- ・小学校第1学年を含めた市内小・中学校の全学年が通常通りの教育活動となる。

2 段階的な登校について

① 中学校

- ・分散登校は、学級を午前登校・午後登校の2グループに分散させ同じ内容を指導する。

	1週目 6月1日～5日	2週目 6月8日～12日	3週目 6月15日～19日	4週目 6月22日～26日
段階	3年 週4日×3h 1・2年・特支 週3日×3h	3年 週5日×3h 1・2年・特支 週4日×3h	全学年 通常通り（給食）	全学年 通常通り（給食）
登校	分散登校	分散登校	一斉登校	一斉登校

② 小学校

- ・1日3時間の分散登校は、学級を午前登校・午後登校の2グループに分散させ同じ内容を指導する。
- ・1年生の1日2時間の分散登校は、学級の人数に応じて2～3グループに分散させ同じ内容を指導する。

	1週目 6月1日～5日	2週目 6月8日～12日	3週目 6月15日～19日	4週目 6月22日～26日
段階	6年 週3日×3h 2～5年 週2日×3h 1年・特支 週2日×2h	6年 週4日×3h 2～5年 週3日×3h 1年・特支 週3日×2h	2～6年・特支 通常通り（給食） 1年 週5日×3h（給食）	1～6年・特支 通常通り（給食）
登校	分散登校	分散登校	一斉登校	一斉登校

学校再開時に配慮すること

1 健康管理について

1) 検温等の健康観察の徹底

<児童・生徒について>

- ・健康観察（検温、体調等の記録）カード等を活用し、健康状態の確認を行うとともに、生活指導、食育等で免疫力を高める指導を行う。
- ・検温を忘れた児童・生徒については保健室等で検温する。
- ・発熱等が見られた場合は、当該児童・生徒を別室等で待機させ家庭へ引き渡す。
- ・学校日より、保健日より等を活用し各家庭に感染予防の取組等を提供する。

<教職員について>

- ・教職員も毎朝検温し、症状の確認を行う。教職員の健康チェック表を作成し、3週間保管する。

2) 学校生活の中での感染予防の徹底

- ・感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるよう、感染予防に対する知識を発達段階に応じて指導する。
- ・「換気の悪い密閉空間」、「人の密集」、「近距離での会話や発声」が同時に重なる場を避ける。また、可能な範囲で1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
- ・児童・生徒が待機する場所等に、学校の状況に応じて、ソーシャルディスタンスを保つ工夫をする。
- ・マスクの着用を徹底する。教員も着用する。マスクの材質や色は指定しない。
- ・できる限り、2か所以上の窓やドアを開け換気する。（エアコンを付けたままも可）
- ・気温が低い日などは、換気時に上着で調節する必要がある旨、保護者に周知する。
- ・外から戻るとき、トイレの前後など、石鹸によるこまめな手洗いや、咳エチケットの指導を徹底する。ハンカチに加え、タオルの持参を指導する。
- ・密集して長時間となる活動（集会、グループ活動等）は自粛する。
- ・給食時は机を向き合わせないなど、配置の工夫等をする。
- ・配膳しやすい献立にするとともに、配膳前の手洗いを徹底し、配膳時も密集や密接を避けるよう工夫する。
- ・当面の間、避難訓練も延期または中止とするが、避難経路の確認は、工夫して実施する。
- ・児童・生徒下校後に、多くの児童・生徒等が手を触れる場所や用具（ドアノブや手すり、共用の教材・教具等）を教職員により消毒するなど、ノロウイルス対策に準じて実施する。
- ・児童・生徒が下校の際は、安全指導とともに、手洗いや放課後の過ごし方等の感染予防に努めるよう指導する。
- ・休み時間等の遊具使用については、密集を防ぐために、当面の間、中止とする。なお授業等で教員指導のもと、利用する場合は、使用前後の手洗いや密集を防ぐ配慮をする。

<感染予防対策が必要な教科等について>

感染の可能性が高い学習活動は、当面の間行わない。

（例示）

- ・体育：密集せず距離をとって行うことができる運動を行うなど工夫する。
- ・音楽：歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空けたり、向きを変えたり、工夫する。
- ・家庭科：調理実習については、年間計画の中で指導の順序を変更する。

<消耗品等について>

- ・非接触型体温計（3個）は、学務課が一括購入し各校に配布する。
- ・その他の消耗品等は各学校で準備する。

3) 児童・生徒あるいは教職員に感染者が出た場合

- ・感染が判明した場合、保護者（教職員の場合は本人）から学校へ連絡をするよう周知する。
- ・治癒するまでの出席停止（教職員は病気休暇等）とする。
- ・濃厚接触者と特定された児童・生徒も、濃厚接触をした日から2週間の出席停止とする。
- ・臨時休業等の判断については、保健所、学校医等と市教委と協議の上判断する。
- ・保健所の指導により、専門業者による施設の消毒を行う。
- ・感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じてゆるされるものではないことを指導するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を、発達段階に応じて指導する。当該児童・生徒が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分に配慮して、教育活動を行う。

4) 児童・生徒の心のケア

- ・感染に対する不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童・生徒等に対して、学級担任・養護教諭等との相談やスクールカウンセラー等による支援を行う。
- ・丁寧な健康観察や「こころのアンケート」等を実施し、児童・生徒の状況を的確に把握し、家庭からの相談等にも、随時応じる。

2 留意事項

- ・感染の第2波・第3波を想定して学習を進める。
- ・給食は、小学校1年生の実施については、配膳等、特に留意する。
- ・中学校弁当注文の生徒による予約は、6月1日～8日。（給食課から業者へは5/29までに連絡）
- ・当面の間、新型コロナウイルス感染防止を目的として、事前に学校にご相談いただいた上でご家庭の判断でお休みされた場合は欠席扱いにはしない。

3 消毒の手順

- ・汚れを落とした後に、希釈した次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、水で拭き取る。消毒の際は、換気を十分に行う。

※希釈した次亜塩素酸ナトリウムは時間が経つにつれ有効濃度が減少する。直射日光を避けるなど適切な場所で保管する。

※危険なので児童・生徒には使わせない。

今後の学校行事等について

臨時休業期間が約2か月続いたことにより、学校再開後は各教科の授業に重点をおいた教育課程の再編成が必要となる。このことから、市立小・中学校の行事のあり方を以下の通りとする。

1 延期する行事・教育活動等

- ・運動会・体育大会 : 中学校は春の運動会は中止とし、各学校の状況に応じて時期変更もしくは中止を検討する
- ・八ヶ岳自然教室 : 2学期に延期し、1泊2日で実施予定
- ・日光移動教室 : 11月に延期
- ・修学旅行 : 8月末以降に延期
- ・特別支援学級の宿泊行事 : 2学期以降に実施予定

2 中止する行事・教育活動等

- ・水泳指導（小・中学校）
- ・職場体験活動（中学校第2学年）・・・キャリア教育を通して教員が指導する。
- ・セーフティ教室・・・学級活動等を通して教員が指導する。
- ・薬物乱用防止教室・・・保健授業の中で教員が指導する。
- ・いじめ防止授業・・・外部講師は招聘せず道徳科等を通して教員が指導する。
- ・道徳授業地区公開講座・・・公開はせず、授業アンケートなどの工夫をする。
- ・国立音楽大学による音楽鑑賞教室（中学校第2学年）
- ・文化的行事（学習発表会、学芸会、音楽会等）（小学校）

3 今後、実施の可否を判断する行事・教育活動等

- ・合唱コンクール（中学校）
- ・小中連携教育活動による授業体験や部活動体験、音楽会の取り組み（中学校）

緊急事態宣言解除後の保育所、学童保育所等の対応について

	現在（緊急事態対応中）	緊急事態解除後
認可保育所、 地域型保育施設、 認定こども園	登園自粛を強く要請（5月末まで） ・0～2歳保育料の減額 ・育休等延長承認（6月末まで。求職は7月末まで）	・登園自粛要請は5月末までとする ・6月1日～30日は、家庭保育が可能な場合には協力を依頼する ・保育料の減額は6月末まで適用する ・育休等延長承認をひと月延ばす（7月末まで。求職は8月末まで）
学童保育所	登所自粛を強く要請（5月末まで） ・1か月全休届け出のみ保育料なし	・登所自粛要請は5月末までとする ・6月1日～30日は、家庭保育が可能な場合には協力を依頼する ・1か月全休届け出のみ保育料なし（6月休所届げ切 5月29日）
特別学童保育所	「児童館ランドセル来館」「二小放課後ルーム」休止に伴い、利用申請により保育提供（5月1日から）	・6月1日からの「児童館ランドセル来館」「二小放課後ルーム」再開に伴い、5月末で終了する
児童館	【利用の一部制限】（5月末まで） ・一般利用と貸出利用は不可 ・ランドセル来館は休止	・6月1日～30日は、小学生以上の一般利用について、曜日ごとに学年を定め、分散利用とする ・ランドセル来館は6月1日から再開する ・貸出利用は学習館等の運用に合わせる
放課後子ども教室	休止（5月末まで）	・2学期から感染予防に留意しながら再開できるよう、全地域に向けて準備を依頼する ・準備の整っている地域は学校が全学年通常になる時点（6月4週）からの再開も可とする ・再開にあたっては、都のロードマップを踏まえ、学校や市と十分に協議を行う

令和2年5月27日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月27日（水）（午後4時～）に、第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 利用を休止・制限している公共施設等について、東京都が公表した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（第2版）」を参考にして、原則、6月1日（月）から（立川市版のステップ2の段階）、段階的に施設利用を再開することとしました。（別紙1）

公共施設等利用再開に向けた検討状況一覧表

別紙1

※原則、6月1日(月)からの再開を想定している

○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

緊急事態宣言解除後のステップ(立川市版)

施設名称	緊急事態宣言解除後のステップ(立川市版)			備考
	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
女性総合センターアイム	× 全室使用停止	△ 使用人数の制限あり	△ 同左	
子ども未来センター (立川まんがばーくを含む)	× 休館の継続	△ ○会議室等の貸出:定員の50%に制限 ○まんがばーく:入場上限数を制限する(100人)。開館時間を短縮し、土日は休館とする	△ ○会議室等の貸出:定員の50%に制限 ○まんがばーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)に対応する	まんがばーくについては、館内でソーシャルディスタンスが取れるよう着席スペースを指定 館内は食事禁止とし、テラス・カフェスペースのみを指定。 貸出時に消毒セットを渡す。
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	× 休館の継続	△ ホールの利用人数は、100人を超えないとする 会議室等は、定員の50%に制限する	△ ホール・会議室等ともに、定員の50%にすることを原則としつつ、国や都の指示に沿って判断する	ロビーや休憩スペース等の共用ゾーンの飲食を禁止する。 ホールの扉等は、前列・利用を撤去し、使用感度の調整を図る。 貸出時に消毒セットを渡す。
たちかわ創造舎	× 休館の継続	△ 各スペースに応じて、利用人数を制限する 一般開放(カフェスペース等)は休止する	△ 各スペースに応じて、利用人数を制限する 国の段階的緩和の目安や都のロードマップに沿って判断する	ロビーや休憩スペース等の共用ゾーンの飲食を禁止する。 ホールの扉等は、前列・利用を撤去し、使用感度の調整を図る。 貸出時に消毒セットを渡す。
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館、屋外体育施設)	△ 体育館、プールは使用可能 トレーニング室、スタジオ、会議室、観覧席は使用不可 開館時間の短縮、プール2時間入替制、人数制限を実施	△ 利用範囲は適宜となり、開館時間の短縮、プール2時間入替制、人数制限を実施	○ 開館時間、利用範囲は適宜となり、ただし、1,000人を超える来場が見込まれる大会・イベントの開催は、国や都の指示に沿って判断する	使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	△ 体育館、校庭ともに使用可能 利用時間の短縮、人数制限を実施	△ 体育館、校庭ともに使用可能 利用時間の短縮、人数制限を実施	△ 状況を見て、制限を緩和していく	○6月1日から使用可とするが、学校の教育活動を優先し、支障のない範囲で判断を行う。 ○使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。使用後は体育館・トイレ等の消毒を行う。
学校施設の貸出 (音楽室等の教室)	△ 教室は使用可能 利用時間の短縮、人数制限を実施	△ 教室は使用可能 利用時間の短縮、人数制限を実施	△ 状況を見て、制限を緩和していく	○6月1日から使用可とするが、学校の教育活動を優先し、支障のない範囲で判断を行う。 ○使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。使用後は教室等の消毒を行う。
たまがわみらいパーク	×	×	×	たまがわみらいパーク企画運営委員会において休館を6月30日まで延長することを決定。7月の再開に向けガイドラインに沿った対応の準備を進めていく。
児童館	△ 利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	△ 利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	△ 利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	ロードマップに記載された施設には該当しないため、学業関係等に含まれるものとして、独自の制限を用いている。今後の来館者数や社会状況の変化により、制限を見直すこともあり得る。
清掃工場の付帯施設	×	△ 利用人数を定員の半分に制限	○ 状況を見て、制限を緩和していく	●利用団体は、三つの密を回避し、参加者の把握(利用者の氏名、緊急連絡先等の作成)と体調管理、感染防止策を徹底することを条件に貸し出した ●消毒液やアクリル板等の物品の手配及び清掃・消毒等に関して、管理委託業者(シルバー人材センター)との調整が必要 ※6/9(火)以降に再開予定
立川競輪場 (本場開催)	△ 観客席部分は使用停止とし、無観客開催とする	○ 観客席部分の使用については、業界団体の通知・ガイドラインに合わせるが、開催執務委員長の判断により、無観客開催にすることもできる	○ 観客席部分の使用については、業界団体の通知・ガイドラインに合わせるが、開催執務委員長の判断により、無観客開催にすることもできる	ステップ0においても、観客席部分は使用停止とし、無観客開催とする。
立川競輪場 (場外開催)	×	×	○ 業界団体の通知・ガイドラインに合わせるが、3密の状況が想定される場合は、開催執務委員長の判断により、開催しないこともできる	
歴史民俗資料館	△ 6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	△ 6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	△ 状況を見て、制限を緩和していく	6月1日(月)は休館日
古民家園	△ 6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	△ 6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	△ 状況を見て、制限を緩和していく	6月1日(月)は休館日
学習館	×	△ 利用人数を諸室定員の半分に制限	△ 状況を見て、制限を緩和していく	
学習等共用施設	×	△ 利用人数を諸室定員の半分に制限	△ 状況を見て、制限を緩和していく	
西砂リサイクルショップ	×	○ 6月9日(火)から	○	運営主体(シルバー人材センター)として、今週末のステップ2への移行を想定し、準備を進めたいうえで、6/9(火)からの再開を予定。都のガイドラインを踏まえた対策を実施する。
図書館	△ 6月2日(火)から 入館人数制限 200人 入館時間制限 30分	△ 6月2日(火)から 入館人数制限 200人 入館時間制限 30分	△ 状況を見て、制限を緩和していく	6月1日(月)は休館日 6月2日(火)から着席の本の貸し出しをいまず(座席による本の閲覧はできません)。
ハケ岳山荘	×	△ 利用人数を60人以下(施設全体定員の半分に以下)に制限	△ 状況を見て、制限を緩和していく	国の方針で、6月18日(木)まで県をまたぐ移動自粛が示されており、同様にハケ岳に施設を停つ自動車、羽村市などは6月18日(木)まで休館を決定している。調布市、府中市、小金井市なども同様の日程で検討しており、この日程とした。
福祉会館	×	△ 利用制限つきの開催	△ 利用制限つきの開催	主に「高齢者・障がい者等の集会、入浴施設」というありかたから、慎重に判断している。消毒の徹底、飲食禁止、午前午後入れ替え制、貸部屋の利用人数制限などを行うが、高齢者への周知には丁寧な説明が必要なことから段階的に開放していく。

令和2年5月27日時点